

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 7月30日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	1号機	タービン補機冷却系循環水ポンプ(C)電動機冷却水配管継手部において、冷却水の漏えい(非放射性水、1秒に1滴)が認められたため、当該継手部を点検・修理。 なお、当該継手部前後弁を全閉にし漏えい停止。	GIII	
2	2号機	復水補給水系復水貯蔵タンク排水弁点検において、弁体に傷のようなものが認められたため、当該弁を修理。	GIII	
3	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ所内用圧縮空気系圧縮機(A)中間冷却器出口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	—	H27.10.5再審議にて点検した結果、出口弁シート部からの漏えいではないことが確認されたため削除。